

## 平成30年度給水装置工事主任技術者試験に係る 受験無効処分について(嚴重注意等)

公益財団法人給水工事技術振興財団は、水道法に基づく指定試験機関として、実務従事に関し、不適切な証明をした会社の代表及び受験した者に対し、次のとおり書面による受験の無効及び合格の取消と嚴重注意の処分を行いました。

### 1. 内容

給水装置工事实務従事証明書の虚偽記載（権限を有しない者による虚偽記載）により会社の代表及び受験した者に対し、令和8年5月7日付けで、書面による受験の無効及び合格の取消と嚴重注意の処分を行った。

### 2. 処分理由

給水装置工事主任技術者試験の受験にあたり、実務の経験の証明を行う権限を有しない者による虚偽記載により作成した不適切な給水装置工事实務従事証明により受験した。

この不適切な実務従事証明は、虚偽記載及び水道法（昭和32年法律第177号）第25条の6第2項に規定する受験資格要件（3年以上の実務経験）に違反するため。